

第4章 施設整備

第1節 摘 要

1. 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上り工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。
3. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和3年5月)
日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和3年5月)
国土交通省	都市公園移動等円滑化基準	(平成18年12月)
国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】	(令和3年3月)
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和7年6月)
日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	令和6年版
	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂第2版)の解説	(令和6年6月)
国土技術政策総合研究所	防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂第2版)	(平成29年9月)
国土交通省	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)	(令和6年6月)
国土交通省	都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)	(令和6年6月)
日本公園施設業協会	遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014	(令和6年4月)
国土交通省	みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場づくり 参考事例集	(令和6年4月)
文部科学省・国土交通省	プールの安全標準指針	(平成19年3月)
空気調和・衛生工学会	空気調和・衛生工学便覧 給排水衛生設備編 第14版	(平成22年2月)
日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説(前編)-2019版-	(令和元年9月)
日本電気協会	内線規程 第14版	(令和4年12月)

日本道路協会	道路土工要領	(平成 21 年 7 月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第 2 巻	(平成 12 年 9 月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成 4 年 12 月)
インターロッキング ブロック協会	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	(平成 29 年 3 月)
日本道路協会	視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説	(昭和 60 年 9 月)
日本道路協会	舗装再生便覧令和 6 年度版	(令和 6 年 3 月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成 31 年 4 月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成 19 年 10 月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和 59 年 10 月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和 55 年 12 月)
国土交通省	防護柵の設置基準の改定について	(平成 16 年 3 月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧	(令和 3 年 3 月)
日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—	(平成 29 年 10 月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成 29 年 11 月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説改訂版	(令和 2 年 4 月)
建設省	道路附属物の基礎について	(昭和 50 年 7 月)
日本道路協会	駐車場設計・施工指針・同解説	(平成 4 年 11 月)
国土交通省	土木工事安全施工技術指針	(令和 4 年 2 月)
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和 54 年 1 月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧	(平成 8 年 10 月)
日本道路協会	透水性舗装ガイドブック 2007	(平成 19 年 3 月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成 13 年 9 月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会	自転車道等の設計基準解説	(昭和 49 年 10 月)
日本道路協会	自転車利用環境整備のためのキーポイント	(平成 25 年 6 月)
土木学会	舗装標準示方書 2023 年制定	(令和 5 年 10 月)
土木学会	コンクリート標準示方書(設計編) [2022 年制定]	(2023 年 3 月)
土木学会	コンクリート標準示方書(施工編) [2023 年制定]	(2023 年 9 月)
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針 [2012 年版]	(平成 24 年 6 月)
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成 14 年 7 月 31 日)
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成 14 年 7 月 31 日)
建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和 61 年 6 月)

第 3 節 給水設備工

4-3-1 一般事項

1. 本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、消火栓工、給水設備修繕工、作業土工、給水管路工その他これらに類する工種について定める。

2. 受注者は、給水設備工の施工については、**設計図書**において特に定めのない事項については「**公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）**第2編第2章配管工事**及び**第5編第2章第2節給排水衛生機器**の規定による。

4-3-2 材 料

1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5314	（ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）
JIS B 2011	（青銅弁）
JIS B 2051	（可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁）
JIS B 2061	（給水栓）
JIS B 2062	（水道用仕切弁）
JIS B 2220	（鋼製管フランジ）
JIS B 2301	（ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手）
JIS B 2302	（ねじ込み式鋼管製管継手）
JIS B 2311	（一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手）
JIS B 2312	（配管用鋼製突合せ溶接式管継手）
JIS B 2313	（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手）
JIS B 2316	（配管用鋼製差込み溶接式管継手）
JIS B 2352	（ベローズ形伸縮管継手）
JIS B 8302	（ポンプ吐出し量測定方法）
JIS B 8313	（小形渦巻ポンプ）
JIS B 8319	（小形多段遠心ポンプ）
JIS B 8322	（両吸込渦巻ポンプ）
JIS B 8323	（水封式真空ポンプ）
JIS B 8331	（多翼送風機）
JIS B 8372-1	（空気圧—及びフィルタ付減圧弁）
JIS G 3443	（水輸送用塗覆装鋼管）
JIS G 3448	（一般配管用ステンレス鋼管）
JIS G 5526	（ダクタイル鋳鉄管）
JIS G 5527	（ダクタイル鋳鉄異形管）
JIS K 1450	（水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど））
JIS K 6353	（水道用ゴム）
JIS K 6742	（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）
JIS K 6743	（水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手）
JIS K 6762	（水道用ポリエチレン二層管）

2. 給水設備工の材料は、JWWA（日本水道協会）の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JWWA B 108	（水道用止水栓）
JWWA B 120	（水道用ソフトシール仕切弁）
JWWA G 112	（水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装）

JWWA G 113	(水道用ダクタイル鋳鉄管)
JWWA G 114	(水道用ダクタイル鋳鉄異形管)
JWWA G 115	(水道用ステンレス鋼管)
JWWA G 116	(水道用ステンレス鋼管継手)
JWWA G 117	(水道用塗覆装鋼管)
JWWA H 101	(水道用銅管)
JWWA K 116	(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
JWWA K 129	(水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管) (HIVP, VP)
JWWA K 130	(水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手) (HIVP, VP)
JWWA K 131	(水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管)
JWWA K 132	(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
JWWA K 140	(水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)

3. 量水器は、計量法(令和 7 年 6 月改正 法律第 68 号)に定める検定合格品とし、方式は特記による。なお特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。
 - (1) 口径 13 のものは、単箱型接線流羽根車式(乾式直読)とする。
 - (2) 口径 20 以上 40 以下のものは、複箱型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。
 - (3) 口径 50 以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読)又はたて型軸流羽根車(乾式直読)とする。
4. 受注者は、給水設備の施工に使用する材料については、施工前に品質、機能を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

4-3-3 水栓類取付工

1. 受注者は、メーターボックスの施工については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。
2. 止水栓及び不凍水栓の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、止水栓ボックスの中心に垂直に取付けなければならない。
 - (2) 受注者は、地盤の悪い場所での施工については、沈下のないように十分基礎を締固めておかなければならない。
 - (3) 受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかなければならない。
3. 止水栓ボックスの設置については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。また、建込みボルトの締付けも確認しなければならない。
 - (2) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、スピンドルが折れないように、堅固に取付けなければならない。
4. 受注者は、ボックス類高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

4-3-4 貯水施設工

1. 飲料水を貯留する貯留施設の場合は、**建築基準法第 36 条、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5**ならびに同条に基づく告示の定める規定による。
2. 貯水施設にマンホールを使用する場合は、3-4-8 集水桝・マンホール工の規定による。
3. 貯水施設にプレキャストカルバート、プレキャストボックス、プレキャストパイプを使用する場合は、第 3 編 2-3-28 プレキャストカルバート工の規定による。
4. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第 3 編 2-3-3 作業土工の規定による。
5. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び碎石といった間隙充てん材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
6. 受注者は、基礎材の敷均し及び締固めについては、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
7. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
8. 受注者は、貯水施設の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。
9. 受注者は、貯水施設の設置については、**設計図書**に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直になるように施工しなければならない。
10. 受注者は、防水モルタルの施工については、**設計図書**によるものとし、貯水施設に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。
11. 受注者は、貯水施設の埋戻しについては、流入管管底と流出管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、**設計図書**に示す埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しについては、貯水施設がコンクリート構造物以外の場合は、貯水施設内に半分程度注水した後行い、30 cm の層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。なお、貯水施設がコンクリート構造物の場合は、水締めの必要はないものとする。
12. 受注者は、通気孔の設置については、通気孔には耐食性のある防虫網を取付けなければならない。
13. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。
14. 受注者は、貯水施設の養生後、貯留水が清水になるまで洗浄しなければならない。
15. 受注者は、貯水施設の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして 24 時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。また、工事完了後は、貯水施設を満水状態にしておかなければならない。
16. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

4-3-5 循環設備工

1. 受注者は、循環設備工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
なお、特に定めのない事項については、「**公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 7 年版**」（国土交通省、**令和 7 年 3 月**）、及び「**公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版**」（国土交通省、**令和 7 年 3 月**）の規定による。

2. 受注者は、機械室の施工については、**設計図書**によるものとし、基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。
3. 貯水槽の施工については、4-3-4貯水施設工の規定による。
4. 噴水装置、濾過装置、滅菌装置、循環設備の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
 - (1) 受注者は、施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
 - (2) 受注者は、制作する機器類、実管スリーブ、オーバーフロー金物、ポンプピットストレーナーは、施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
 - (3) 受注者は、施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置も動作させ異常の有無を試験し、次いで各機器の自動または連動運転を行い、異常の有無を試験しなければならない。
 - (4) 受注者は、噴水装置、滅菌装置、循環設備の各部を満水にし、各機器の能力を使用し、適合するように調整した後、総合的な運転を行い全体及び各部の状態について異常の有無を試験しなければならない。
 - (5) 受注者は、滅菌装置、循環設備が定常の使用状態に入った後、速やかに監督員の**指示**により、必要な試験を実施し、試験成績表を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。
5. ポンプの設置については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、ポンプの設置については、水準器により十分に芯出し調整を行わなければならない。また、動力ケーブル、制御ケーブルはポンプの吊り上げ、分解時に必要な長さを確保しなければならない。
 - (2) 受注者は、水中モートルポンプのケーブル接続については、ポンプピット内で行わなければならない。
6. 受注者は、機器搬入時に既設構造物を損傷することのないようにしなければならない。
7. 受注者は、バルブの設置については、**設計図書**に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。
8. 受注者は、バルブボックスの施工については、**設計図書**に示す位置、高さに設置しなければならない。
9. 受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して、その位置を正確に位置を決定しなければならない。
10. 配管材の接合については、以下の各号の規程による。
 - (1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。
 - (2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。
 - (3) 受注者は、ねじ加工機については、自動定寸装置付きとしなければならない。また、ねじ加工に際しては、ねじゲージを使用して、JIS B 0203（管用テーパねじ）に規定するねじが適正に加工されてるか確認しなければならない。
 - (4) 受注者は、ねじ山、管内部及び端面に付着している切削油、水分、ほこり等を十分に除去した後、おねじ部のみにねじ接合材を塗布し、ねじ込まなければならない。
 - (5) 受注者は、フランジの接合については、適正材質、厚さのガスケットを使用し、ボルト及びナットを均等に片寄りなく締付けなければならない。

11. 受注者は、建物導入部配管で不同沈下のおそれがある場合は、特記により、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領（一））のフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気配管を除く。
12. 受注者は、鋼管、鋳鉄管及び鉛管に対するコーキング修理を行ってはならない。
13. 受注者は、制御盤の施工については、**設計図書**によるものとし、盤内の器具及び材料は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得たものとしなければならない。
14. 受注者は、循環設備工の接地工事については、第D種接地工事を施さなければならない。

4-3-6 散水施設工

1. スプリンクラーの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取付けなければならない。
 - (2) 受注者は、スプリンクラーボックスの蓋については、地面より高めになるよう施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、スプリンクラーの設置については、付近の土が混入しないようにしなければならない。
2. 受注者は、ミストの施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、ドリップパイプの施工については、折れ曲がり注意して布設しなければならない。
4. 受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に取付けなければならない。
5. 受注者は、散水栓高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

4-3-7 消火栓工

1. 消火栓の施工については、**設計図書**によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「**公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）**第5編給排水衛生設備工事**の規定による。
2. 受注者は、消火栓高さの調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

4-3-8 給水設備修繕工

給水設備修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

4-3-9 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（**床掘り・埋戻し**）の規定による。

4-3-10 給水管路工

1. 受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。

なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**のうえ施工しなければならない。

 - (1) 受注者は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。

- (2) 受注者は、地下埋設物との交差や構造物を横断する箇所は、必要に応じてさや管やコンクリートで防護しなくてはならない。
 - (3) 受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行または交差する場合は、30 cm以上の間隔をおき、布テープにより防護しなくてはならない。
 - (4) 受注者は、給水管が電食または酸・アルカリによって腐食するおそれのある場所での布設については、耐食性の給水管を使用しなければならない。
 - (5) 受注者は、給水管の曲管部または管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、コンクリートで保護しなければならない。
 - (6) 受注者は、不等沈下が生じるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手を用いなければならない。
 - (7) 受注者は、漏水のないように施工しなければならない。
 - (8) 受注者は、布設する給水管の周囲を埋戻し、十分転圧しなければならない。
なお、給水管、給水設備、ボックス類に損傷、沈下、移動を与えないように布設しなければならない。
2. 受注者は、給水管の布設については、境界杭、道路標識、ベンチマーク、水が汚染されるおそれのある箇所に近接して布設しないようにしなければならない。
3. 受注者は、ポリエチレン管の布設については、温度差による膨張、収縮を考えて蛇行配管としなければならない。また、コイル巻きによるねじれ、わん曲、くせがあるため器具の傾斜が生じやすいので、器具前後の管は、徐々にねじれを解いて布設しなければならない。
4. 鋳鉄管類の布設については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、勾配のある場所に施工する場合は、受口を上り勾配に向けて布設しなければならない。なお、将来の維持管理の備えて、管及び異形管の表示記号は上部にして布設しなければならない。
 - (2) 受注者は、切断または変形した材料を使用してはならない。また、異形管の切断、変形は行ってはならない。
5. 硬質ポリ塩化ビニル管の布設については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボまたはベンドを用いて配管しなければならない。
 - (2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むものに浸食されるおそれのある場所へ布設してはならない。
6. 給水管の接合については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。
 - (2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。
 - (3) 受注者は、配管の施工を一時休止する場合は、管内に異物が入らないように養生しなければならない。
7. 受注者は、鉛管相互の接合は、原則として行ってはならない。
8. 受注者は、鉛管と鋳鉄管を接合する場合は、LY 継手と鋳鉄管をメカニカル接合し、鉛管を拡管してボルト及びナットで締付けて接合しなければならない。また、鉛管と鋼管を接合する場合は、黄銅製はんだ付用ニップルを使用しなければならない。
9. 受注者は、ビニルライニング鋼管の接合については、樹脂コーティング管防食管継手を

用いて接合しなければならない。

10. 受注者は、硬質ポリ塩化ビニル管類の接合については、硬質ポリ塩化ビニル管用接着剤及び継手類を用いて接合しなければならない。
11. 受注者は、ダクトイル鋳鉄管の接合については、メカニカル継手、タイトン継手、またはフランジ継手を用いて接合しなければならない。
12. 受注者は、給水管埋設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。
13. 受注者は、給水管の布設後、必要に応じて水圧試験、通水試験、ポンプの試験を、監督員の**立会**のもとで行わなければならない。なお、それぞれの試験の内容については、**設計図書**によらなければならない。

第4節 雨水排水設備工

4-4-1 一般事項

1. 本節は、雨水排水設備工として調整池工、貯留施設工、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、公園水路工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、雨水排水設備工の施工にあたっては、「**道路土工要綱**」（日本道路協会、平成21年6月）**2-7 排水施設の施工**の規定による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、公園水路工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

4-4-2 材 料

1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS A 5361 （プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）
 - JIS A 5364 （プレキャストコンクリート製品－**材料及び製造方法の通則**）
 - JIS A 5365 （プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）
 - JIS A 5371 （プレキャスト無筋コンクリート製品）
 - JIS A 5372 （プレキャスト鉄筋コンクリート製品）
 - JIS A 5373 （プレキャストプレストレストコンクリート製品）
 - JIS A 5506 （下水道用マンホールふた）
 - JIS G 3470 （コルゲートセクション）
 - JIS G 3471 （コルゲートパイプ）
 - JIS K 6739 （排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手）
 - JIS K 6741 （硬質ポリ塩化ビニル管）
2. 管類及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、雨水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

4-4-3 調整池工

1. 周囲小堤の法面整形作業については、1-3-7 法面整形工の規定による。
2. 周囲小堤の法面作業については、1-6-5 法枠工の規定による。
3. 周囲小堤に擁壁を使用する場合は、1-8-4 現場打擁壁工、1-8-5 プレキャスト擁壁工の規定による。
4. 周囲小堤に石積を使用する場合は、1-8-8 石積工の規定による。
5. 受注者は、余水吐及び放流施設の施工については、余水吐及び放流施設の高さ及び水抜き孔と周囲小堤との通水性、並びに排水管との接合に支障のないよう、**設計図書**に示す位置、高さに施工し、水平、鉛直となるように据付けなければならない。

4-4-4 貯留施設工

1. 貯留施設の施工については、3-3-4 貯水施設工、3-4-3 調整池工の規定による。
2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、**設計図書**による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。
3. 受注者は、貯留施設の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。

4-4-5 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

4-4-6 側溝工

1. 側溝工の施工については、第3編 2-3-29 側溝工の規定による。
2. 受注者は、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配により難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
3. 受注者は、L型側溝、現場打L型側溝、プレキャストU型側溝、現場打側溝、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。
4. 受注者は、現場打L型側溝の施工については、側溝の表面の締固めたコンクリートが半乾きの状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならない。
5. 受注者は、現場打側溝については、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
6. 管（函）渠型側溝の施工については、1-9-5 プレキャストカルバート工の規定による。
7. コルゲートフリュームの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
 - (2) 受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で

行ってはならない。

また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

- (3) 受注者は、コルゲートフリュームの布設条件（地盤条件・出来形等）については**設計図書**によるものとし、上げ越しが必要な場合には、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
8. 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に示すコンクリート厚さとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
9. 公園素掘側溝の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、公園素掘側溝の施工にあたり、掘削（切土）面はゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。盛土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。また、底面は滑らかで一様な勾配となるよう施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、公園素掘側溝に張芝を施す場合、2－3－6 地被類植栽工 2. 芝の植付けの規定による。
10. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
11. U形側溝小口止めの施工については、**設計図書**によらなければならない。
12. 受注者は、側溝高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

4－4－7 管 渠 工

1. 受注者は、現地の状況により**設計図書**に示された水路勾配により難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 管渠工の施工については、第3編2－3－28 プレキャストカルバート工の規定による。
3. 受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。
4. 受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。
5. 受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。
6. 受注者は、管布設工の施工については、基礎の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充てんし、空隙が生じないように施工しなければならない。
7. 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。
8. コルゲートパイプの布設については、以下の各号の規程によるものとする。
 - (1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。
 - (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は

パイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

- (3) 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「**道路土工－カルバート工指針**」（日本道路協会、平成 22 年 3 月）7－2（2）2）敷設工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- 9. 副管及び接続ソケットの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、接合部の仕上げについては、管の損傷、漏水のないよう特に入念に仕上げ、管の通りについて確認し、埋戻さなければならない。
 - (2) 受注者は、布設勾配については、中だるみのないように施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、接合材が管の内面にはみ出していないか確認しなければならない。
 - (4) 受注者は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。また、埋戻しは十分硬化していることを確認し、丁寧に行うとともに入念に締固めなければならない。
 - (5) 受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な遣形を設け、一直線に下流側から施工しなければならない。
- 10. 受注者は、立体網状管の施工については、**設計図書**によらなければならない。
- 11. 受注者は、管閉塞の施工については、**設計図書**によらなければならない。
- 12. 受注者は、管口フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。

4－4－8 集水桝・マンホール工

- 1. 集水桝の施工については、第 3 編 2－3－30 集水桝工の規定による。
- 2. 集水桝・マンホール工の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、集水桝及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
 - (2) 受注者は、側溝工及び管渠工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、集水桝及びマンホール工の施工について、路面との高さの調整が必要な場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- 3. 受注者は、桝に接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか確認した後、塊類を設置しなければならない。
- 4. 受注者は、桝高さ調整及びマンホール高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

4－4－9 地下排水工

- 1. 受注者は、地下排水工の施工については、**設計図書**で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督員に**連絡**し、その対策について監督員の**指示**によらなければならない。
- 2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、**設計図書**による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。
- 3. 受注者は、有孔ヒューム管、有孔塩化ビニール管、透水コンクリート管、化学繊維系管の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。

4-4-10 公園水路工

1. 受注者は、公園水路工の施工については、**設計図書**によらなければならない。なお、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配により難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、水路蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないよう施工しなければならない。

第5節 汚水排水設備工

4-5-1 一般事項

本節は、汚水排水設備工として作業土工、管渠工、汚水樹・マンホール工、浄化槽工その他これらに類する工種について定める。

4-5-2 材 料

1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品ー種類、製品の呼び方及び表示の通則)
 - JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品ー材料及び製造方法の通則)
 - JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品ー検査方法通則)
 - JIS G 3470 (コルゲートセクション)
 - JIS G 3471 (コルゲートパイプ)
 - JIS K 6739 (排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手)
 - JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)
 - JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)
 - JIS K 6777 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手)
 - JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)
 - JIS K 6776 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管)
 - JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
 - JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
 - JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)
 - JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
 - JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)
 - JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手)
 - JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手)
 - JIS B 2011 (青銅弁)
 - JIS B 2031 (ねずみ鉄弁)
2. 受注者は、汚水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

4-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。

4-5-4 管渠工

管渠工の施工については、4-4-7管渠工の規定による。

4-5-5 汚水枡・マンホール工

1. 汚水枡・マンホール工の施工については、4-4-8集水枡・マンホール工の規定による。
2. 汚水枡及びマンホールのインバートの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、枡及びマンホールの底部の施工については、コンクリートで半円形にし、水が溜まらないように勾配を付け、表面がなめらかになるように仕上げなければならない。

4-5-6 浄化槽工

1. 浄化槽の施工については、**建築基準法**及び**水質汚濁防止法**、**浄化槽法**に基づく法令のほか、特定行政庁の定める条例の規定による。
2. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び碎石といった間隙充てん材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
3. 基礎材の施工については、4-3-4貯水施設工の規定による。
4. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
5. 受注者は、浄化槽の水密性の保持を勘案し、コンクリート打設後は、特に十分な養生を行わなければならない。
6. 受注者は、ユニット形浄化槽の設置については、**設計図書**の示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。
7. 受注者は、浄化槽の埋戻しについては、流入管管底と放流管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しは、槽内に半分程度注水した後行い、30 cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。
8. 受注者は、ユニット形浄化槽の埋戻しについては、ユニット本体に鋭角な碎石があたらないよう特に注意して施工しなければならない。
9. 受注者は、防水モルタルの施工については、**設計図書**によるものとし、浄化槽に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。
10. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトがコンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。
11. 浄化槽の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、浄化槽が定常の使用状態に入った後、速やかに流入水、処理水の水質分析、騒音測定等の必要な試験を実施し、試験成績表を監督員に**提出**しなければならない。
 - (2) 受注者は、浄化槽の各槽を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を確認しなければならない。

- (3) 受注者は浄化槽の施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置を動作させ異常の有無を確認し、次に各機器の自動または連動運転を行い異常の有無を確認しなければならない。
- (4) 受注者は、施工完了後、清掃を行い、満水状態にして 24 時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。また、工事完了後は、ポンプ槽を除くすべての槽を満水状態としておかなければならない。

第6節 電気設備工

4-6-1 一般事項

1. 本節は、電気設備工として照明設備工、放送設備工、監視カメラ設置工、電気設備修繕工、作業土工、電線管路工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、「**公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）及び「**電気通信設備工事共通仕様書**」（国土交通省、**令和7年3月**）の規定による。

4-6-2 材 料

1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS A 5361 （プレキャストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則）
 - JIS C 3401 （制御用ケーブル）
 - JIS C 3605 （600V ポリエチレンケーブル）
 - JIS C 3606 （高圧架橋ポリエチレンケーブル）
 - JIS C 3653 （電力用ケーブルの地中埋設の施工方法―波付硬質合成樹脂付属書 1）
 - JIS C 4620 （キュービクル式高圧受電設備）
 - JIS C 8105 -1～3 （照明器具―安全性要求事項～性能要求事項）
 - JIS C 8305 （鋼製電線管）
 - JIS C 8380 （ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管）
 - JIS C 8430 （硬質ポリ塩化ビニル電線管）
 - JIS C 8411 （合成樹脂製可とう電線管）
2. 受注者は、電気設備工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

4-6-3 照明設備工

1. ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21 ハンドホール工の規定による。
2. 引込柱及び照明灯の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、建込み位置については、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (2) 受注者は、建込みについては、垂直に建込み、地際部には材質により必要に応じて防食テープを巻付けなければならない。
3. 受注者は、分電盤の施工については、ケーブル引込み部分にはシール材を十分詰めて、外部からの湿気の侵入を防がなければならない。
4. 受注者は、照明灯及び分電盤の器具、鉄箱といった金属部分の施工については、第D種接地工事により接地しなければならない。

5. 受注者は、照明灯の施工については、照明灯の内部で、ケーブル相互またはケーブルと電線とを接続する場合は、切り離しが可能な接続金物を使用しなければならない。
6. 受注者は、遮光板の施工については、十分に効果が得られるように設置しなければならない。
7. 受注者は、ハンドホール及び分電盤高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

4-6-4 放送設備工

放送設備工の施工については、3-6-3 照明設備工の規定による。

4-6-5 監視カメラ設置工

監視カメラ設置工の施工については、**設計図書**によるものとする。なお、特に定めのない事項については、3-6-3 照明設備工の規定による。

4-6-6 電気設備修繕工

電気設備修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

4-6-7 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工（**床掘り・埋戻し**）の規定による。

4-6-8 電線管路工

1. 電線の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、引き入れに先立ち、電線管内を十分清掃し、電線は丁寧に引き入れ、管端口は電線を損傷しないように保護しなければならない。また、通線を行わない場合は、管端口には防水栓を差し込んでおかななければならない。
 - (2) 受注者は、要所、ハンドホール内及びその引込口、引出口近くでは電線に余裕を持たせなければならない。
 - (3) 受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルにあたっては、単心以外の場合は、仕上がり外径の6倍以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。
2. 受注者は、電線及び電線管の施工については、ハンドホール内でのケーブル接続部分は、ケーブルハンガーに掛けて、ハンドホール底部に直接触れないよう取付けなければならない。
3. 受注者は、電線管の施工については、電線管の曲げ半径（内側内径とする）は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を超えてはならない。
4. 受注者は、電線管理設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。

第7節 園路広場整備工

4-7-1 一般事項

1. 本節は、園路広場整備工として舗装撤去工、舗装準備工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工、コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工、舗装仮復旧工、園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工、作業土工、植樹ブロック工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、園路広場整備工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、有害物を除去しなければならない。
5. 受注者は、表面排水勾配の配置については、**設計図書**で示されていない場合は、表4-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部については、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

表4-1 表面排水勾配

種 別	勾 配	摘 要
園路、歩行者道路、 自転車道	～1.0%	コンクリート、アスファルト、 平板舗装類
広 場	0.5～1.0%	平板、レンガ、タイル、砂、 ダスト舗装類

6. 受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方 向、横方向交互に行わなければならない。
7. 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。
8. 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし泥水を使用してはならない。
9. 施設の仕上げについては、3-13 施設仕上げ工の規定による。

4-7-2 材 料

1. 受注者は、園路広場整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）**令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規格に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
3. 路床盛土材は、第1編2-4-4路床盛土工の規定による。
4. アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工で使用する

材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。

5. コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工で使用する材料については、**設計図書**によるものとし、指定のない場合は第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。
6. 園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
7. 受注者は、クッション砂については、沈下量を一定にするため、同一現場内では、産地、粒度、含水率が同一のものを使用しなければならない。
8. 施設仕上り工の材料については、「**公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。

4-7-3 舗装撤去工

1. 受注者は、舗装版切断の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、舗装版粉砕の施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、路面切削の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。
4. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

4-7-4 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。

3-7-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。

4-7-6 排水性舗装工

排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。

4-7-7 透水性舗装工

透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。

4-7-8 アスファルト系舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-9排水性舗装工、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。

4-7-9 コンクリート系舗装工

1. コンクリート系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. インターロッキング舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。
 - (2) 受注者は、ブロックの据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。

- (3) 受注者は、ブロック相互のかみ合わせが良くなるように据付けなければならない。
 - (4) 目地の幅は、2～3mmを標準とする。
 - (5) 受注者は、目地ラインの修正をする場合は、角材、木槌を用い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。
 - (6) 受注者は、ブロック舗装面の仕上げについては、振動締固め機により行わなければならない。
 - (7) 受注者は、締固めについては、ブロックの長手方向に対して行い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。
 - (8) 受注者は、歩行に支障がないように、また降雨後に滞水がないように平坦に仕上げなければならない。
 - (9) 受注者は、目地詰めについては、乾燥した砂を舗装表面に散布した後、ほうき類で十分に詰めなければならない。なお、目地詰めの不十分な箇所は、締固め機を併用して行うか、散水により施工しなければならない。
 - (10) 受注者は、舗装表面に残った目地砂については、清掃し取り除かななければならない。
3. 受注者は、透水性コンクリート舗装の施工については、**設計図書**によらなければならない。
4. 平板舗装の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、**設計図書**に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。なお、施工図は、舗装パターン、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。
 - (2) 受注者は、割り付けによって端数が生じた場合は、現場加工によって納まりよく仕上げなければならない。
 - (3) 受注者は、目地については、指定されたパターン及び目地幅によってゆがみなく仕上げなければならない。
 - (4) 受注者は、砂目地については、目地の幅は**設計図書**によるものとし、目違いのないように張り立て後、直ちに砂（細目）を散布し、ほうき類で目地に充てんしなければならない。
 - (5) 受注者は、据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配が得られるように水系を張って正確に行わなければならない。

4－7－10 土系舗装工

1. 土系舗装工の路盤施工については、第3編2－6－7アスファルト舗装工及び第3編2－6－12コンクリート舗装工の規定による。
2. 土舗装工の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、表層土については、均一に敷均し、締固めに適した含水比に保てるよう散水しながら、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、仕上がり面については、塊が残らないようにレーキでかき均さなければならない。
 - (3) 受注者は、表層土の表層仕上り厚が30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくしたうえで、敷均し、転圧しなければならない。
 - (4) 受注者は、化粧砂をまく場合、その厚さについては、**設計図書**によるものとし、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。

- (5) 受注者は、表層安定剤を散布する場合、散布量は**設計図書**によるものとし、適度の散水を行いながら転圧しなければならない。
3. 芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、下層路盤のある場合は、下層面が損なわれないように客土を運搬、敷均し、**設計図書**に示す高さに仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、芝を張った後は、**設計図書**に示す目土を敷均し転圧のうえ、かん水しなければならない。
4. 耐踏圧性芝生舗装の施工については、芝舗装の規定によるものとするほか、以下の規定による。
- (1) 耐踏圧性芝生舗装で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
5. 砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、砂舗装の砂と土砂については、よく混合した後、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、石灰岩ダスト舗装については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
- (3) 受注者は、表層安定剤については、転圧後**設計図書**に示す量を散布し、必要に応じ適度の散水を行わなければならない。

4-7-11 レンガ・タイル系舗装工

1. レンガ・タイル系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. レンガ舗装、タイル舗装の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、敷きモルタルの施工については、**設計図書**に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。
- (2) 受注者は、レンガ、タイルの据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。
- (3) レンガ、タイル舗装の化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については**設計図書**によらなければならない。

4-7-12 木系舗装工

1. 木系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 受注者は、チップ舗装の施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 木レンガ舗装の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。
- (2) 受注者は、木レンガの据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。
4. 受注者は、木道のクッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。
5. 受注者は、枕木舗装の施工については、**設計図書**によらなければならない。

4-7-13 樹脂系舗装工

1. 樹脂系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7 アスファルト舗装工及び第3編2-6-12 コンクリート舗装工の規定による。
2. 樹脂系舗装の表層の施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、ゴムチップ舗装の施工については、**設計図書**によらなければならない。

4-7-14 石材系舗装工

1. 石材系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7 アスファルト舗装工及び第3編2-6-12 コンクリート舗装工の規定による。
2. 受注者は、碎石舗装の施工については、碎石を均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
3. 平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段、飛石の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、張りパターンについて**設計図書**に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。なお、施工図は、張り模様、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。
 - (2) 受注者は、各舗装の施工については、設計意図を十分理解したうえで、施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、張り模様については、修景的配慮をしなければならない。なお、乱形平石張工において4方向以上の目地の集合点が生じてはならない。
 - (4) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せ、小さい石が多くならないように配慮しなければならない。
 - (5) 受注者は、石材系舗装のクッション砂及び敷きモルタルについては、**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。
 - (6) 受注者は、モルタルによる化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については、**設計図書**によらなければならない。
 - (7) 受注者は、舗装の表面が平滑になるように配慮し、**設計図書**に示す表面勾配が得られるよう施工しなければならない。
 - (8) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、施工後の養生を行わなければならない。
 - (9) 受注者は、合端については、現場で加工・施工を行い、特に端部の納まりに配慮しなければならない。

4-7-15 舗装仮復旧工

舗装仮復旧工の施工については、4-7-4 舗装準備工、4-7-5 アスファルト舗装工、4-7-8 アスファルト系舗装工、4-7-9 コンクリート系舗装工の規定による。

4-7-16 園路縁石工

1. 園路縁石工の施工については、第3編2-3-5 縁石工の規定によるもののほか、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、縁石ブロックについては、設置前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。

- (2) 受注者は、縁石ブロックの目地幅及び目地モルタルの配合については、**設計図書**によらなければならない。
- (3) 受注者は、現場打縁石については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートによるほか、**設計図書**によらなければならない。
- 2. レンガ縁石、木縁石、見切材（仕切材）、石材縁石の施工については、設計意図を十分理解したうえ、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、石材については、指定寸法でできる限りすわりのよいものを選び、天端及び見切線はその見通線上に凹凸のないように注意して据付けなければならない。
 - (2) 受注者は、土ぎめの場合は、縁石の周囲を充分突固めながら、天端及び見切線の見通線がずれないように注意して据付けなければならない。
 - (3) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せなければならない。
 - (4) 受注者は、雑割石縁石の施工については、合端を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。
 - (5) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行わなければならない。
- 3. 受注者は、縁石高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

4-7-17 区画線工

- 1. 区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。
- 2. ロープ区画線及びロープ止めの施工については、**設計図書**によらなければならない。

4-7-18 階段工

- 1. 階段工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第3編2-3-22階段工の規定、3-13 施設仕上げ工によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
- 2. 受注者は、階段工の施工については、踏面に水が溜まらないよう施工しなければならない。
- 3. 受注者は、階段高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。
- 4. 受注者は、手すりの施工については、4-11-8 柵工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-7-19 公園橋工

- 1. 受注者は、公園橋工の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、現地の状況により**設計図書**に示された構造によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。
 - (2) 橋台の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、3-3-4貯水施設工、3-13 施設仕上げ工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
 - (3) 橋設置の施工については、**設計図書**によらなければならない。

- (4) 受注者は、橋の設置に当たっては、設置時の部材の応力と変形等を十分検討し、その結果橋上部に対する悪影響がないことを確認しておかなければならない。
- (5) 受注者は、地覆については、橋の横方向最短部に設置しなければならない。
- (6) 受注者は、高欄、手すりの施工については、**設計図書**に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。

4-7-20 デッキ工

デッキ工の施工については、4-7-19 公園橋工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-7-21 視覚障害者誘導用ブロック工

1. 受注者は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、施工前に施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
2. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、「**視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説**」（日本道路協会、昭和 60 年 9 月）第 4 章施工の規定による。
なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。
3. 視覚障害者誘導点字シートの施工については、「**視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説**」（日本道路協会、昭和 60 年 9 月）第 4 章施工の規定によるもののほか、**設計図書**による。

4-7-22 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第 3 編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

4-7-23 植樹ブロック工

植樹ブロック工の施工については、第 3 編 2-3-5 縁石工の規定による。

第 8 節 修景施設整備工

4-8-1 一般事項

1. 本節は、修景施設整備工として、石組工、添景物工、袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工、小規模水景施設工、修景施設修繕工、作業土工、水景施設工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、修景施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、修景施設整備工の施工については、設計意図を十分把握したうえで、施工しなければならない。
4. 修景施設の仕上げについては、3-13 施設仕上げ工の規定による。

4-8-2 材 料

1. 受注者は、修景施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
2. 石材は、使用目的に合致した形状を有し、外観の良好なものとする。

3. 砂、砂利は粒のそろったもので、異種材及びきょう雑物を含まないものとする。
4. 受注者は、修景施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督員に**提出**しなければならない。なお、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。
5. 受注者は、**設計図書**に示された寸法については、製材にあたっては仕上がり寸法とし、素材にあたっては特に明示する場合を除き末口寸法とする。
6. 工場製品については、ひび割れ、損傷がないものとする。

4-8-3 石組工

1. 受注者は、自然石の配分及び配置については、材種形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮しなければならない。
2. 受注者は、石組工の施工については、現地の状況により、**設計図書**により難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、石の据付けにおける石の位置、向き、深さについては、**設計図書**により難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

4-8-4 添景物工

添景物工の施工については、4-8-3 石組工、3-13 施設仕上げ工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-8-5 袖垣・垣根工

袖垣・垣根工の施工については、**設計図書**によらなければならない。

4-8-6 花壇工

花壇工の施工については、**設計図書**によらなければならない。

4-8-7 トレリス工

トレリス工の施工については、4-11-8 柵工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-8-8 モニュメント工

モニュメント工の施工については、**設計図書**によらなければならない。

4-8-9 小規模水景施設工

1. 流れ、滝、池、州浜、壁泉、カスケード、カナルの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、コンクリートの施工については、打継ぎ箇所における、シーリング材の充てんにより水漏れ防止を行わなければならない。
 - (2) 受注者は、防水の施工については、**設計図書**によらなければならない。
 - (3) 受注者は、防水の施工については、防水シートを使用する場合は、接合部の**設計図書**に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。

- (4) 石積の護岸の施工については、1－8－8 石積工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
- (5) 石張の施工については、4－7－14 石材系舗装工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
- (6) 流れ工の仕上げの施工については、3－13 施設仕上げ工の規定による。
- 2. 受注者は、小規模水景施設工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
- 3. 受注者は、小規模水景施設工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

4－8－10 修景施設修繕工

修景施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

4－8－11 作業土工(床堀り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2－3－3 作業土工の規定による。

4－8－12 水景施設工

水景施設工の施工については、4－8－9 小規模水景施設工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

第9節 遊戯施設整備工

4－9－1 一般事項

- 1. 本節は、遊戯施設整備工として、遊具組立設置工、小規模現場打遊具工、遊具施設修繕工、作業土工、現場打遊具工その他これらに類する工種について定める。
- 2. 受注者は、遊戯施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。
- 3. 受注者は、遊戯施設整備工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
- 4. 受注者は、遊戯施設整備工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- 5. 遊戯施設の仕上げについては、3－13 施設仕上げ工の規定による。

4－9－2 材 料

- 1. 受注者は、遊戯施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
- 2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、**設計図書**によるものとし、**設計図書**に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - (1) 鉄鋼系
 - JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
 - JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)
 - JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)

JIS G 3466	(一般構造用角形鋼管)
JIS G 5501	(ねずみ鋳鉄品)
JIS G 5502	(球状黒鉛鋳鉄品)
JIS 規格品	その他鋼材

(2) ステンレス系

JIS G 3448	(一般配管用ステンレス鋼管)
JIS G 4303	(ステンレス鋼棒)
JIS G 4305	(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
JIS 規格品	その他ステンレス鋼材

(3) 非鉄金属系

JIS H 4000	(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)
JIS H 4080	(アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)
JIS 規格品	その他非鉄金属系

(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本工業規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。

(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS G 5502	(球状黒鉛鋳鉄品)
JIS G 5705	(可鍛鋳鉄品)

(6) 金属材は、じんあい、油類の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕を行うものとする。

3. 遊戯施設整備工に使用する木材については、以下の各号の規定による。

(1) 受注者は、遊具施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督員に**提出**しなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。

(2) 木材の仕上げ、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については**設計図書**によらなければならない。

4. 石材については、種類、品質、規格、仕上げは、**設計図書**によらなければならない。

5. 樹脂材については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用不飽和ポリエステル樹脂）の規格品または、これと同等以上の品質を有するものとする。

6. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。

7. 工場製品については、ひび割れ、損傷のないものとする。

8. 工場製品は、製作所の商標記号及び製造年月を表示したものとする。

9. 砂場工に用いる砂は、粘土、ごみ、有機物が混入しないものとする。

4-9-3 遊具組立設置工

1. 受注者は、遊具の製作、組立て、建込みについては、安全性を重視して施工しなければならない。
2. 受注者は、遊具の建込みについては、設置高に注意し、ひずみ、ゆがみ、振れのないように支保工、仮溶接により固定し建込んだ後、監督員の**確認**を受け、基礎固めを行わなければならない。また、コンクリートの硬化までは、十分な養生をしておかなければならない。
3. 受注者は、遊具のコンクリート基礎の施工については、金属製遊具の支柱地際を除き、地表面に露出させてはならない。
4. 受注者は、遊具のボルト、ナットまたは軸による接合の場合は、座金を入れ、緩みのないよう締付け、止めねじ、ワリピンを用いて固定しなければならない。
5. 受注者は、遊具の施工に際し、安全上必要な箇所については、ダブルナット、Uナットまたは袋ナットを使用しなければならない。
6. 受注者は、ロープ、ネットの結び目、結合部は、見え良く、堅固に取付けなければならない。
7. 遊具の木工事については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、見え掛り部分のかんな削り仕上げとし、とげ、ばりがないように平滑に仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、継手の施工については、特に定めない限り、構造的に応力が低下しないよう配置に留意しなければならない。
 - (3) 受注者は、木材のボルトを通す穴の施工については、使用するボルト径+3mmを越えてはならない。
 - (4) 受注者は、継手及び仕口の明示のない場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
 - (5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木の施工については、接着剤で取れないように施工しなければならない。
 - (6) 受注者は、材質、含水量、防腐処理について安全な材料の選択を行い、危険がないように材料の選択を行い、接合部については、特に堅固に施工しなければならない。
8. 受注者は、遊具の設置箇所及びその周囲において、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分転圧しなければならない。
9. 安全柵の施工については、**設計図書**によるもののほか、4-11-8柵工の規定による。
10. 受注者は、安全マットの施工については、**設計図書**によらなければならない。
11. 受注者は、遊具の施工については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、適切な対策を講じなければならない。
12. 受注者は、遊具の地際部には、遊具の材質によっては、必要に応じて防蝕対策の措置を行わなければならない。

4-9-4 小規模現場打遊具工

1. 小規模現場打遊具工の施工については、4-9-3遊具組立設置工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、小規模現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。

4-9-5 遊具施設修繕工

遊具施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

4-9-6 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

4-9-7 現場打遊具工

現場打遊具工の施工については4-9-4小規模現場打遊具工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

第10節 サービス施設整備工

4-10-1 一般事項

1. 本節は、サービス施設整備工として時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、野外炉工、炊事場工、サイン施設工、サービス施設修繕工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、サービス施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。

4-10-2 材 料

サービス施設整備工で使用する材料は、4-9-2材料の規定による。

4-10-3 時計台工

1. 時計台工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、時計台の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

4-10-4 水飲み場工

1. 受注者は、水飲み場工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、水飲み場工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
3. 水飲みの仕上げについては**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、3-13施設仕上げ工の規定による。

4-10-5 洗い場工

洗い場工の施工については、4-10-4水飲み場工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-10-6 ベンチ・テーブル工

1. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、ベンチ・スツール及び縁台の施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地均して、十分転圧しなければならない。

3. 受注者は、野外卓及びテーブルの施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取付けは、丸釘またはボルトで堅固に取付け、表面を平滑に仕上げなければならない。
4. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
5. 受注者は、ベンチ・テーブル工の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

4-10-7 野外炉工

1. 野外炉工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、野外炉工の仕上げについては、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、3-13 施設仕上げ工の規定による。

4-10-8 炊事場工

炊事場工の施工については、4-10-4 水飲み場工、4-10-7 野外炉工の規定によるものとするほか、**設計図書**によらなければならない。

4-10-9 サイン施設工

1. サイン施設工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、サイン施設の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

4-10-10 サービス施設修繕工

サービス施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。

第11節 管理施設整備工

4-11-1 一般事項

1. 本節は、管理施設整備工として、リサイクル施設工、ごみ焼却施設工、ごみ施設工、井戸工、門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲揚ポール工、反射鏡工、境界工、管理施設修繕工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、管理施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。

4-11-2 材 料

1. 管理施設整備工で使用する材料については、4-9-2 材料の規定によるもののほか、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、種類、規格、防錆処理については**設計図書**によらなければならない。
JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材)
JIS G 3552 (ひし形金網)
2. 焼丸太については、杉または桧とし、側面及び天端を焼きワイヤブラシで表面を磨いたものとする。
3. ロープ及びチェーンの製品については、損傷のないものとする。

4-11-3 リサイクル施設工

1. リサイクル施設の施工については、**設計図書**によるものとする。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. リサイクル施設基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパで十分突固めなければならない。
3. リサイクル施設設備の施工については、3-3 給水設備工、3-4 雨水排水設備工、3-5 汚水排水設備工、3-6 電気設備工の規定による。

4-11-4 ごみ焼却施設工

ごみ焼却施設工の施工については、4-11-3 リサイクル施設工の規定による。

4-11-5 ごみ施設工

1. ごみ施設の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、くず入れ、吸殻入れの施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
3. 受注者は、ごみ置場の仕上げについては、3-13 施設仕上げ工の規定による。

4-11-6 井戸工

1. さく井の施工については、**設計図書**によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「**公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）第7編さく井設備工事の規定による。
2. 受注者は、手押ポンプの施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
3. 受注者は、井戸設備の施工については、**設計図書**によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「**公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）、及び「**公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）の規定による。

4-11-7 門扉工

1. 門壁、門柱の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、4-3-4 貯水施設工、3-13 施設仕上げ工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、門扉の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施設するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

4-11-8 柵工

1. フェンス及び柵の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、基礎の施工については、地盤高と天端仕上げ高に合わせ突固め、曲がり及びねじれのないように取付けなければならない。
 - (2) 受注者は、コンクリートブロック基礎の施工については、コンクリートブロックに支柱を建て込み、モルタルまたはコンクリートにより充てんし、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。
 - (3) 受注者は、現場打コンクリート基礎の施工については、基礎上部は金ゴテ仕上げ

とし中高に仕上げなければならない。なお、現場打コンクリート基礎にあらかじめ箱抜きをする場合は、コンクリートブロック基礎の規定による。

- (4) 受注者は、フェンスの建込みについては、溶接箇所における曲がり、ねじれが起きないように施工しなければならない。
 - (5) 受注者は、フェンス固定部分の施工については、緩みのないように堅固に締付け、金網及びパネルは、たるみ及びゆがみのないように取付けなければならない。
 - (6) 受注者は、フェンスの笠木及び支柱のねじ部の施工については、袋ナットを用いない場合、余ったねじ胴部の切断処理を行わなければならない。
2. 受注者は、ロープ柵の施工については、緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また、杭の曲がり及び端部は、控えを入れて補強しなければならない。
 3. 受注者は、チェーン柵の施工については、チェーンの固定部分は、堅固に取付けなければならない。
 4. 転落(横断)防止柵の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。
 5. ガードレール・ガードケーブル及びガードパイプの施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。

4-11-9 車止め工

1. 車止め工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、車止めの設置位置については、**設計図書**によるものとし、これに示されない場合または、現地の状況により位置に支障がある場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、車止めの施工については、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装及び既設縁石に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。

4-11-10 園名板工

園名板の施工については、**設計図書**によらなければならない。

4-11-11 掲揚ポール工

1. 掲揚ポール工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、掲揚ポールの施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直に施工するとともに、ねじれの無いように施工しなければならない。

4-11-12 反射鏡工

反射鏡工の施工については、**設計図書**によるものとするほか、「**道路反射鏡設置指針**」(日本道路協会、昭和55年12月)第2章設置方法の規定及び第5章施工の規定による。

4-11-13 境界工

境界工の施工については、第10編2-12-3境界工の規定による。

4-11-14 管理施設修繕工

管理施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

第12節 建築施設組立設置工

4-12-1 一般事項

1. 本節は建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、シェルター工、キャビン（ロッジ）工、温室工、観察施設工、売店工、荷物預かり所工、更衣室工、便所工、倉庫工、自転車置場工、建築施設修繕工その他これらに類する工種について定める。
2. 建築施設組立設置工の組立設置については、**設計図書**によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「**公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版**」（国土交通省、令和7年3月）、「**公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版**」（国土交通省、令和7年3月）、及び「**公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版**」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。
3. 建築施設組立設置工の設備については、3-3給水設備工、3-4雨水排水設備工、3-5污水排水設備工、3-6電気設備工の規定による。

4-12-2 材 料

1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS A 5001 （道路用碎石）
 - JIS A 5006 （割ぐり石）
 - JIS A 5508 （くぎ）
 - JIS K 6807 （ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）
 - JIS K 6804 （酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤）
 - JIS K 6919 （繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）
 - JIS R 3412 （ガラスロービング）
2. 工場製品については、製作所の商品記号を刻印したものとする。
3. 木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得るものとする。
4. 木材については、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性が安全と認められているものを使用するものとする。
5. ボルト、ナットについては、JIS 製品を使用し、ボルトには座金を使用するものとする。
6. 樹脂については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）の規格品または、これと同等以上の品質を有するものとする。
7. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。
8. 屋根材、屋根下地用ルーフィング、付属材料については、**設計図書**によらなければならない。

4-12-3 四阿工

1. 受注者は、四阿基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。

2. 四阿設置の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、設置位置については、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、床面に水たまりを生じないように勾配をつけなければならない。
- (3) 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。

3. 四阿の木材使用については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、見え掛かり部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削りまたは、かな削りのうえ、仕上げ削りをしなければならない。
- (2) 受注者は、継手については、特に定めのない限り、乱に配置しなければならない。
- (3) 受注者は、造作材の化粧面の釘打ちについては、隠し釘を標準としなければならない。
- (4) 受注者は、継手及び仕口については、**設計図書**により難い場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木については、欠け、割れ、ひびがない部材と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、すき間なく打込み、表面を平滑に仕上げなければならない。
- (6) 受注者は、表面の仕上げについては、特に平滑に仕上げ、とげが出ないように注意しなければならない。
- (7) 受注者は、木材の端部及び角部の面取りについて、**設計図書**により難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (8) 受注者は、上部構造部の金具類については、堅固に取付け、ボルト締めは、緩み及びずれのないように締付けなければならない。
- (9) 受注者は、コンクリート柱の上部と木部の桁、梁との取合い部について、雨水が溜まらないようにモルタルで勾配をつけなければならない。
- (10) 受注者は、竹材を使用する場合は、節止めとしなければならない。

4. 四阿の鋼材使用については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、端部の処理については、面取りなど必要な加工をしなければならない。
- (2) 受注者は、部材の組立てに先立ち、修正し、仕上がり材に曲がり、ねじれ、反りが生じないように注意しなければならない。
- (3) 受注者は、ボルトの締付けについては、ナットの回転量について部材を損傷しないよう注意し、締め過ぎないようにしなければならない。
- (4) 受注者は、組立てに際して行う現場溶接については、できる限り少なくするよう工夫し、やむを得ず現場で溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収缩量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上がり寸法及び形状を正確に保つようにしなければならない。
- (5) 受注者は、部材を受け台に置き、曲げ、ねじれを与えないように留意し、支障が生じた場合は、組立てに先立ち、修正しなければならない。
- (6) 受注者は、組立てについては、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いといった必要な支保を行い、補強しなければならない。
- (7) 受注者は、仕上がり箇所の見え掛かり部分について、**設計図書**に示されていない場合は、サンダー仕上げをしなければならない。

- (8) 受注者は、必要に応じて、ポリエチレンフィルム、はく離ペイントで養生を行い、現場に搬入しなければならない。
- (9) 受注者は、取付け終わった金物で、出隅等の損傷のおそれがある部分は、当て板等の適切な養生を行わなければならない。また、工事完成時には、養生材を取り除き清掃を行わなければならない。なお、必要に応じて、ワックス掛け等を行わなければならない。

4-12-4 パーゴラ工

パーゴラ基礎、パーゴラ設置、パーゴラ設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-12-5 シェルター工

シェルター基礎、シェルター設置、シェルター設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-12-6 キャビン（ロッジ）工

キャビン（ロッジ）基礎、キャビン（ロッジ）設置、キャビン（ロッジ）設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-12-7 温室工

温室基礎、温室設置、温室設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-12-8 観察施設工

観察施設基礎、観察施設設置、観察施設設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-12-9 売店工

売店基礎、売店設置、売店設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-12-10 荷物預り所工

荷物預り所基礎、荷物預り所設置、荷物預り所設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-12-11 更衣室工

更衣室基礎、更衣室設置、更衣室設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-12-12 便所工

1. 便所基礎、便所設置、便所設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、便所のサインについては、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。

4-12-13 倉庫工

倉庫基礎、倉庫設置、倉庫設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-12-14 自転車置場工

自転車置場基礎、自転車置場設置、自転車置場設備の施工については、4-12-3 四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

4-12-15 建築施設修繕工

建築施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

第13節 施設仕上り工

4-13-1 一般事項

1. 本節は施設仕上り工として、塗装仕上り工、加工仕上り工、左官仕上り工、タイル仕上り工、石仕上り工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、現場塗装の施工管理区分については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、塗装仕様については、**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

4-13-2 材 料

1. 施設仕上り工の材料については、「**公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。
2. 材料については、第3編2-12-2材料の規定による。
3. 木部防腐剤塗りの材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。
JIS K 1570（木材保存剤）
4. 受注者は、仕上りに使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
5. 塗装仕上りについては、各塗装工程の塗料は同種で、原則として同一製造所の製品としなければならない。
6. 受注者は塗装仕上りに使用する材料の色については、製造所の工場調色としなければならない。ただし、使用量が少ない場合または、塗装工程上の色変えの場合には、同一製造所の塗料を使用し、現場調色とするものとする。
7. 受注者は、塗装仕上りに使用する材料の搬入については、開封しないまま現場に搬入しなければならない。
8. 受注者は、仕上り塗材の材料については、製造後、6ヶ月以上経過したものを使用してはならない。
9. 受注者は、塗装仕上りに使用する材料については、施工前に見本帳及び見本塗り板を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。ただし、使用量が少ない場合は、監督員の**承諾**を得て、同一製造所の塗料を使用し、現場調合とするものとする。

10. 受注者は、塗装仕上げの下塗りの材料については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
11. 受注者は、吹付け仕上げの材料については、JIS 規格品とし、種類、塗り厚及び塗りつけ量は**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
12. 受注者は、マスチック塗材については、製造所において調合されたものを使用しなければならない。
13. 受注者は、シーラー、セメント系下地調整塗材、仕上げ材については、主製造所の指定するものとしなければならない。
14. タイル仕上げに使用するタイルについては、JIS A 5209（陶磁器質タイル）の規格品とし、形状が正確で、色調、硬度が同様であり、欠点がないものとする。
15. タイル仕上げに使用するタイルについては、形状寸法、色合いは**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るものとする。

4-13-3 塗装仕上げ工

1. 素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては「**公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）第18章塗装工事の規定による。
2. 現場での塗装仕上げの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また、塗装箇所周辺、床にあらかじめ養生をしなければならない。
 - (2) 受注者は、原則として下塗りは白色、中塗りは白色または、上塗り色に類似した色調としなければならない。また、不透明塗料について、監督員の**指示**がある場合は、下塗り、中塗りの工程は、上塗りと異なった色によって塗り分けなければならない。
 - (3) 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (4) 受注者は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に、上塗りまでの工程について、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得た後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。
 - (5) 受注者は、塗装の乾燥期間内に次の工程に移ってはならない。
 - (6) 受注者は、塗布量については平らな面に付着させる塗料の量を標準量としなければならない。なお、塗料の標準量は、薄める前の塗料の量としなければならない。
 - (7) 受注者は、うすめ液塗布材については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (8) 受注者は、塗装面の保護については、必要に応じて、完全に乾燥するまで、縄張り、柵を設置し、ペンキ塗リタテの表示をしなければならない。
 - (9) 受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じてこしわけして塗装しなければならない。
 - (10) 受注者は、火気に注意し、爆発、火災といった事故を起こさないようにしなければならない。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火を起こすおそれのあるものは作業終了後速やかに処置しなければならない。

- (11) 受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅、ちり回り等は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。
- ① 受注者は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗らなければならない。
 - ② 受注者は、吹付け塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径、空気圧等は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。
 - ③ 受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小ばけ又は、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。
3. 受注者は、研磨紙ずり及び水研ぎについては、下層塗膜及びパテが硬化乾燥したのち、各層毎に研磨紙又は、耐水研磨紙で素材の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研がなければならない。
4. 受注者は、穴埋めについては、深い穴、大きな隙間等に穴埋め用パテをへら又はこてで押し込み埋込まなければならない。
5. 受注者は、パテかいについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、隙間、目違い等の部分にパテをへら又はこてで薄く付けなければならない。
6. 受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテかいの工程を行ったのち、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。
7. 受注者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテかい、研磨紙ずりののち、表面が平らになるまで全面にパテを塗り付け、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。
8. 受注者は、塗装については原則として次の場合行ってはならない。なお、やむを得ず塗装しなければならない場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (1) 気温が5℃以下、湿度が85%以上の時又は換気が適当でなく結露するなど塗料の乾燥に不適当な場合。やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行わなければならない。
 - (2) 降雪雨の場合または、塗料の乾燥前に降雪雨のおそれのある場合。
 - (3) 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。
 - (4) 塗被物が湿ったりまたは、結露している場合。
 - (5) 炎天下で塗被表面の温度が高く、表面に泡を生じるおそれのある場合。
 - (6) コンクリートの亀裂などにより、漏水している場合。
9. オイルステインワニス塗りについては、**設計図書**によるものとし、これに定めのない場合は、以下の各号の規定によるものとする。

表 4-2 オイルステインワニス塗り

工 程		塗 料 そ の 他			希 釈 剤	希 釈 率 (%)	塗 布 量 (kg/㎡)	放 置 時 間
		規格番号	規格名称	規格 種別				
1	素地ごしらえ	4-13-3 素地ごしらえ 木部による。						
2	着色 (1回目)	－	油性ステイン	－	塗料用 シンナー	20 以下	各発注機関の 仕様による。	10
3	ふき取り	全面布片でふき取る。						
4	着色 (2回目)	－	油性ステイン	－	塗料用 シンナー	20 以下	各発注機関の 仕様による。	10
5	ふき取り	全面布片でふき取る。						
6	色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1 種	変性 アルコール	10 以下	各発注機関の 仕様による。	24
7	仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂 ワニス	－	塗料用 シンナー	10 以下		－

(1) 受注者は、ヒノキ、ヒバ、ツガ、ベイツガ及びマツ類の場合は、工程 1 の次に吸い込み止め（白ラックニスまたはウッドシーラー）を行わなければならない。

(2) 受注者は、堅木の場合は、工程 1 の次に目止め 1 回（油性の目止め剤）を行わなければならない。

10. 受注者は、木部防腐剤塗りについては、**設計図書**による材料、または、（社）日本木材保存協会もしくは（社）日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤（表面処理用）を使用しなければならない。

4-13-4 加工仕上げ工

1. 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては「**公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 7 年版**」（国土交通省、**令和 7 年 3 月**）10 章石工事、15 章左官工事の規定による。

2. のみ切り仕上げは、荒こぶ取りした石の表面をさらにノミによって大きく高い山をはつり取っていく加工のこととする。

荒こぶ取りは、玄能払いともいい、石材の種類、性質、または石の目の間隔で、割肌に著しい高低や凹凸があった場合、ノミによって大きな山を切り崩し、荒石の表面を荒ならしめる程度の加工のこととする。

びしゃん仕上げは、中ノミ切り程度の表面をビシャンという道具で叩いて小山をつぶし、さらに平滑に仕上げること、また、機械挽きで生じた平坦面をビシャンで叩くことで、粗面にする加工のこととする。

小たたき仕上げは、ビシャンたたきをした石の表面を両刃という工具で1～2mmの平行線の筋がつくように均等に叩いて、さらに表面を細かく仕上げる加工のこととする。

あらみがきは、ビシャン仕上げまたは機械切りの上に研磨機を用いて磨いた比較的粗面でつやのない仕上げのこととする。

水みがきは、小たたきまたはビシャン仕上げしたものに研磨剤と砥石またはグラインダーで磨く仕上げのことで、素地が磨けているがつやの出る手前の状態の仕上げのこととする。

本みがきは、つや出し粉を散布し、光沢を発揮している状態の仕上げのこと本みがきのつや出し仕上げとし、つや出し粉を用いずに磨いた場合はつや消しとする。

3. コンクリート加工仕上げの施工については、**設計図書**及び監督員の**指示**がない場合は、以下の各号の規定による。

(1) はつり仕上げは、コンクリート面の表面仕上げの工法の1つで、ブレーカー及びこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削して仕上げることで、この場合深さは5～10mm程度とする。

つつき仕上げは、コンクリートの表面仕上げの工法の1つで、トンボまたは、これに類する工具により、コンクリート面に対し直角に切削して仕上げることで、この場合深さは3～5mm程度とする。

(2) 受注者は、コンクリートつつき仕上げの出来形寸法については、仕上げ以前の寸法としなければならない。

4-13-5 左官仕上げ工

- 化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、「**公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）15章左官工事の規定による。
- 受注者は、人造石仕上げの種石の種類、顔料については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- 受注者は、人造石研ぎ出しの施工については、原則として機械研ぎとし、最終研ぎ出しは砥石を用い、目つぶし、のろがけを繰り返して、仕上げ面のピンホールがないよう、滑らかに仕上げなければならない。
- 受注者は、人造石洗い出しの施工については、上塗りの後、ブラシで種石面ののろをふき取り、石並びを調整した後、水引き具合を見はからいながら水を吹付けて洗い出し、仕上げなければならない。
- 受注者は、擬岩仕上げのコンクリート・モルタルの規格、顔料については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

4-13-6 タイル仕上げ工

- タイル張り仕上げについては、「**公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版**」（国土交通省、**令和7年3月**）11章タイル工事の規定による。
- タイル張り仕上げの養生と清掃については、以下の各号の規定による。
 - 受注者は、強い直射日光、風、雨等により損傷を受けるおそれのある場合は、シートを張り、養生を行わなければならない。
 - 受注者は、タイル張り終了後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを

取り除かなければならない。やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをし、酸洗い後は直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにしなければならない。なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行わなければならない。

4-13-7 石仕上げ工

1. 石仕上げ工については、4-7-14 石材系舗装工の規定による。
2. 受注者は、乱形平石張の施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえて目地入れ作業を行い、仕上げなければならない。
3. 受注者は、方形平石張の施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえ、目地幅は整形とし、目地入れ作業を行い仕上げなければならない。

第14節 公園施設等撤去・移設工

4-14-1 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、1-10-2 公園施設撤去工の規定による。

4-14-2 移設工

移植工の施工については、1-10-3 移設工の規定による。

4-14-3 樹木伐採・伐根工

樹木伐採・伐根工の施工については、1-10-4 樹木伐採・伐根工の規定による。

4-14-4 工事支障木対策工

工事支障木対策工の施工については、1-10-5 工事支障木対策工の規定による。

4-14-5 発生材再利用工

発生材再利用工の施工については、1-10-6 発生材再利用工の規定による。